

# 平成29年度 事業計画

少子高齢化やコミュニティの希薄化、価値観の多様化、経済的困窮などを背景に福祉課題が複雑化、深刻化しています。このような状況の中、既存のサービスだけでは解決できない複合的な課題を抱えながらも、「助けて」と言えずに制度の狭間で支援を必要とする人たちの存在が、地域の中でも顕著になってきました。

その解決に向けては、関わりを通じて見えてきた当事者・家族・近隣住民、そして、地域や制度・システム上の課題に向き合いながら、地域の専門職の幅広いネットワークと地域住民同士の助け合いという新しい協働による支援の仕組みづくりと、実践の積み重ねが重要となります。

本会では、第5期地域福祉活動計画の基本理念である「住民参加と自治を基盤とした地域福祉の推進」の実現に努めるとともに、地域ごとに異なる福祉課題をその地域に合ったやり方で解決していく仕組みづくりを進めて参ります。

以上をふまえ、平成29年度は以下の事業項目に対し重点的に取り組んでまいります。

## 重点項目

### 1. 小地域福祉活動の推進

#### (1) 校区社会福祉協議会への支援

住民が地域の課題を把握・共有し、目指す「地域のあるべき姿」を話し合う「校区福祉座談会」の開催や「校区福祉のまちづくりプラン」の策定等を支援します。また、生活支援機能や介護予防機能の一部を担う「ふれあいネットワーク活動」や「ふれあいサロン活動」については、地域特性に応じた機能強化を支援します。さらに、地域での助け合い活動である「生活支援ボランティアグループ活動」や「在宅介護者のつどい」等を支援します。

#### ① 地域特性に応じた福祉活動の展開

地域課題やその解決策を住民が主体的に話し合い、自ら目標を定め実践につなげる「校区福祉座談会」などを開催するとともに、その内容をより多くの住民で共有するための「校区福祉のまちづくりプラン」策定を支援します。

《策定目標 4校区》



## ② 校区社会福祉協議会の基盤をなす活動の拡充

### (ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

今年度より校区社会福祉協議会に貸与される「避難行動要支援者名簿」を活用し、見守りマップ等の作成支援を行います。さらに、災害時の避難誘導と連動した平常時の見守り活動を推進し、活動の延長線上で行われている生活支援機能の強化策についての検討を進めます。

《実施自治会（町内会）率目標 80%》

また、地域での見守り活動に、事業所や病院、配達業者、マンション管理組合等を加えた重層的な仕組みづくりを進めます。

#### i ふれあいネットワーク新規立上げ支援事業 ※早良区社協独自

ふれあいネットワークの新規立上げに際し、それを推進するための呼び水としての助成制度を引き続き維持します。

#### ii ふれあいネットワーク研修会の開催

### (イ) ふれあいサロン活動の拡充

地域の実情に応じたふれあいサロン活動の実施に向け、働きかけを行います。

また、介護予防機能の強化に向け、それぞれのサロンの創意工夫による運動・体操を取り入れたプログラムを推奨します。

《新規活動開始目標 3箇所》

#### i ふれあいサロン研修会の開催

## ③ 超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

### (ア) ご近所お助け隊支援事業

日常の“ちょっとした困りごと”の解決に向け、身近な地域（校区・町内）で行う「生活支援ボランティアグループ活動」に対し、立ち上げ時や定例会等への参加を通じた支援を行います。また、市社会福祉協議会が行う経費の助成について情報提供するとともに、申請の支援を行います。

《新規活動開始目標 3グループ》

### (イ) 在宅介護者のつどい事業

在宅介護者の負担を軽減し、リフレッシュを図る「在宅介護者のつどい事業」を、介護者がより参加しやすい校区・町内単位で開催する際の支援を行います。

## 2. ボランティアによる社会参加の拡大

### (1) 社会福祉協議会ボランティアセンターの機能強化

区ボランティアセンターにおいて個人ボランティアの登録、活動の紹介を行います。また、寄せられたニーズ解決のため、個人登録ボランティアを始めとしたボランティアのコーディネートを実施します。

### (2) シニアボランティアに関する取り組みの拡充

#### ① 区シニア地域サポーター養成講座

シニア世代の生きがいをづくりと地域の福祉活動への支援を目的に、区シニア地域サポーター養成講座を実施します。また、受講終了後、地域福祉活動の新たな担い手につながるよう、活動開始に向けた支援を行います。

#### ② 介護支援ボランティアの登録、紹介

65歳以上の高齢者が介護保険施設でボランティア活動を行うとポイントを付与され、そのポイントを換金・寄附できる「介護支援ボランティア事業」を福岡市社会福祉協議会と連携して推進します。

## 3. 生活課題解決モデルの開発

### (1) 移動支援・買い物困難者支援の仕組みづくり

#### ① 地域との協働による移動支援モデルの検討

高齢者の買い物等を支援するために、ワゴンタイプの車両を貸し出し、ボランティアが運転、付き添いを行う移動支援について、福祉事業所や校区社会福祉協議会等と連携し検討します。



#### ② 住民参加型の買い物困難者支援の仕組みづくり

宅配を行う店舗等を一覧にした「買い物支援ガイドブック」の配布や、民間企業のマイクロバスを活用した買い物支援バスの運行、移動販売を仲介する取組み等、新たな支援策の開発に努めます。

### (2) 住まいサポートふくおか事業との連携

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援する福岡市社会福祉協議会の「住まいサポートふくおか」と連携し、地域の見守り活動の充実を図ります。

### (3) ずーっとあんしん安らか事業及びやすらかパック事業との連携

福岡市社会福祉協議会が実施する、身寄りのない高齢者等の死後の葬儀や家財処分等のサービスを行う「ずーっとあんしん安らか事業」や「やすらかパック事業（預託に代えて少額短期保険活用）」と連携し、地域の見守り活動の充実を図ります。

### (4) 「地域の子ども」プロジェクト

経済的に困窮している子育て中の世帯や、孤立し、生きづらさを抱えている世帯等の課題解決に向け、「地域と子育て」「地域と教育」という視点から、子どもの分野における地域福祉を進めるプロジェクトに取り組みます。

#### ① 食事をとることが困難な子どもの居場所と食事の提供の場づくり

家庭環境等様々な要因により一人で食事をとったり、家で食事が十分にとれない子どもに対し「食事を提供する場づくり」を地域や学校、企業、団体、行政等の協力を得ながら福岡市社会福祉協議会と連携して取り組みます。

#### ② 子どもが安心できる居場所づくり

福祉施設や大学など多様な社会資源との連携・協働により、世代間交流や学習支援、基本的な家事の習得などを行う居場所づくりの取組みに対して、福岡市社会福祉協議会と連携し支援します。



## 4. 拠点型地域福祉の推進

### (1) 社会福祉法人（施設や事業所を運営する）による地域における公益的な取組みに向けての協働

社会福祉法等の一部改正において、社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」が責務として規定されました。本会は福岡市社会福祉協議会と連携しながら、把握した地域のニーズを社会福祉法人や福祉事業所連絡会等に提供し、地域で求められている福祉サービス等についての提案等を行います。

#### ① 個別解決モデル創造事業

社会福祉法人等との協働により「買い物困難者支援」や「移動困難者支援」、「地域カフェ」、「認知症徘徊高齢者発見時相談対応」等の取組を拡充します。

#### ② 専門スタッフ派遣事業

社会福祉法人等との協働により、ふれあいサロンや子育てサロン・サークル、校区社会福祉協議会等に対し、福祉の専門スタッフの派遣を行います。

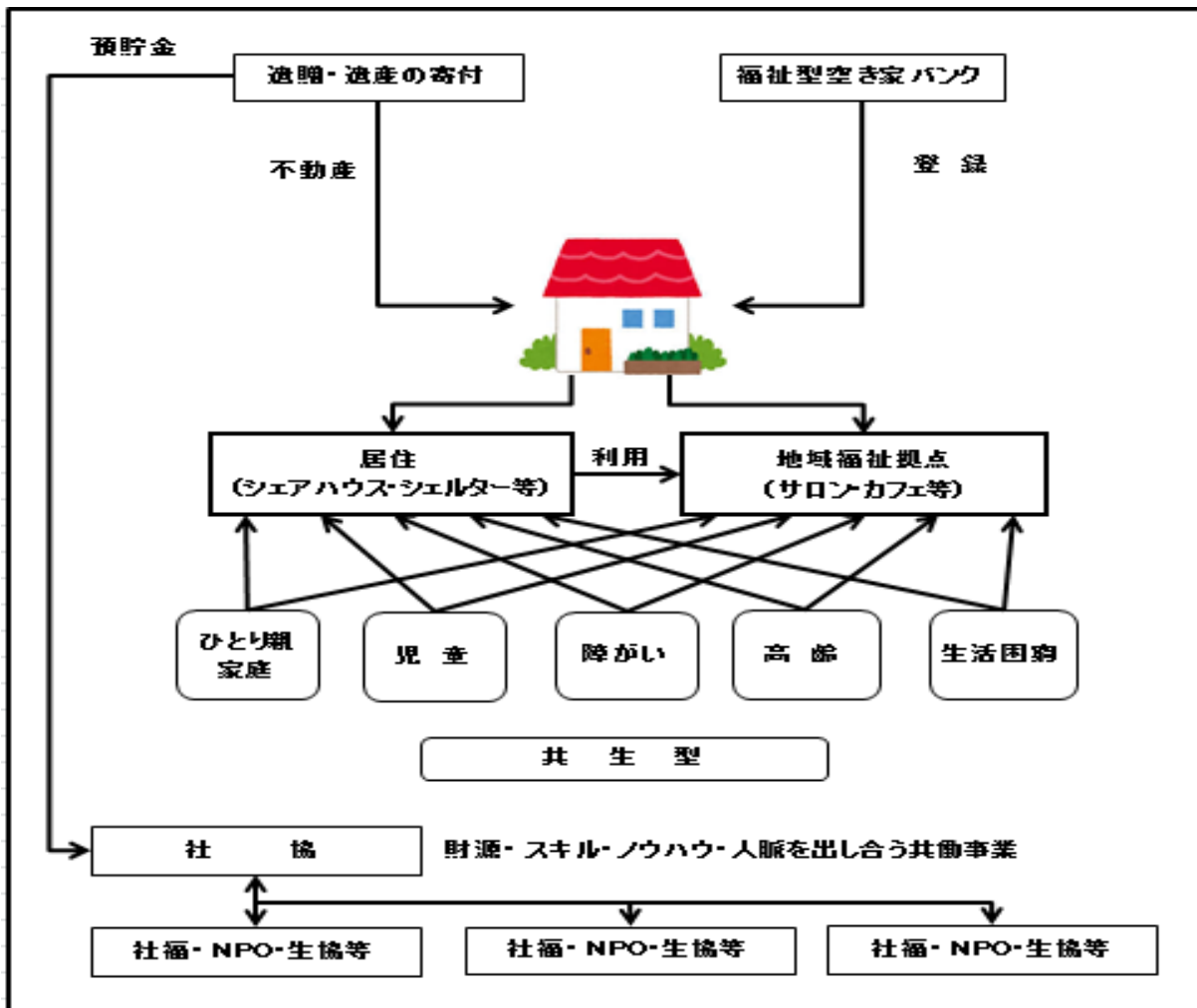
《派遣目標 24件》

### ③ 福祉事業所連携強化事業《新規》

区内にある様々な福祉事業所ネットワークが、校区等で行われている福祉活動に参加する際の支援を行います。また、福祉事業所ネットワーク間の連携を強化するため、情報交換会を行います。

### (2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり

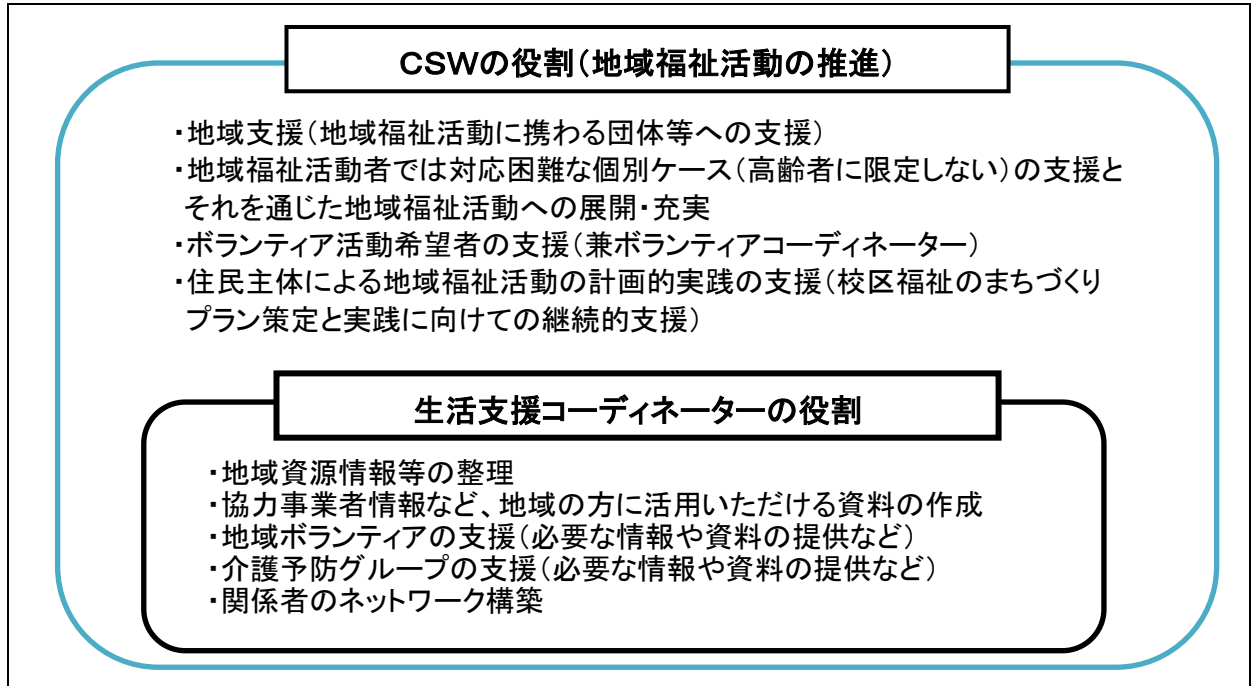
「遺産を地域のために」という市民の思いを「カタチ」にする仕組みづくりを福岡市社会福祉協議会と連携して行います。



## 5. 地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の機能強化

### （1）地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の役割機能強化

地域課題の把握とその解決のため、地域住民や福祉事業者等の協力を得ながら、新たな社会資源の創出支援を行います。また、「校区地域福祉活動計画」の作成支援と、その計画にもとづく共助を柱に据えた実践を支援します。



### （2）ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化《新規》

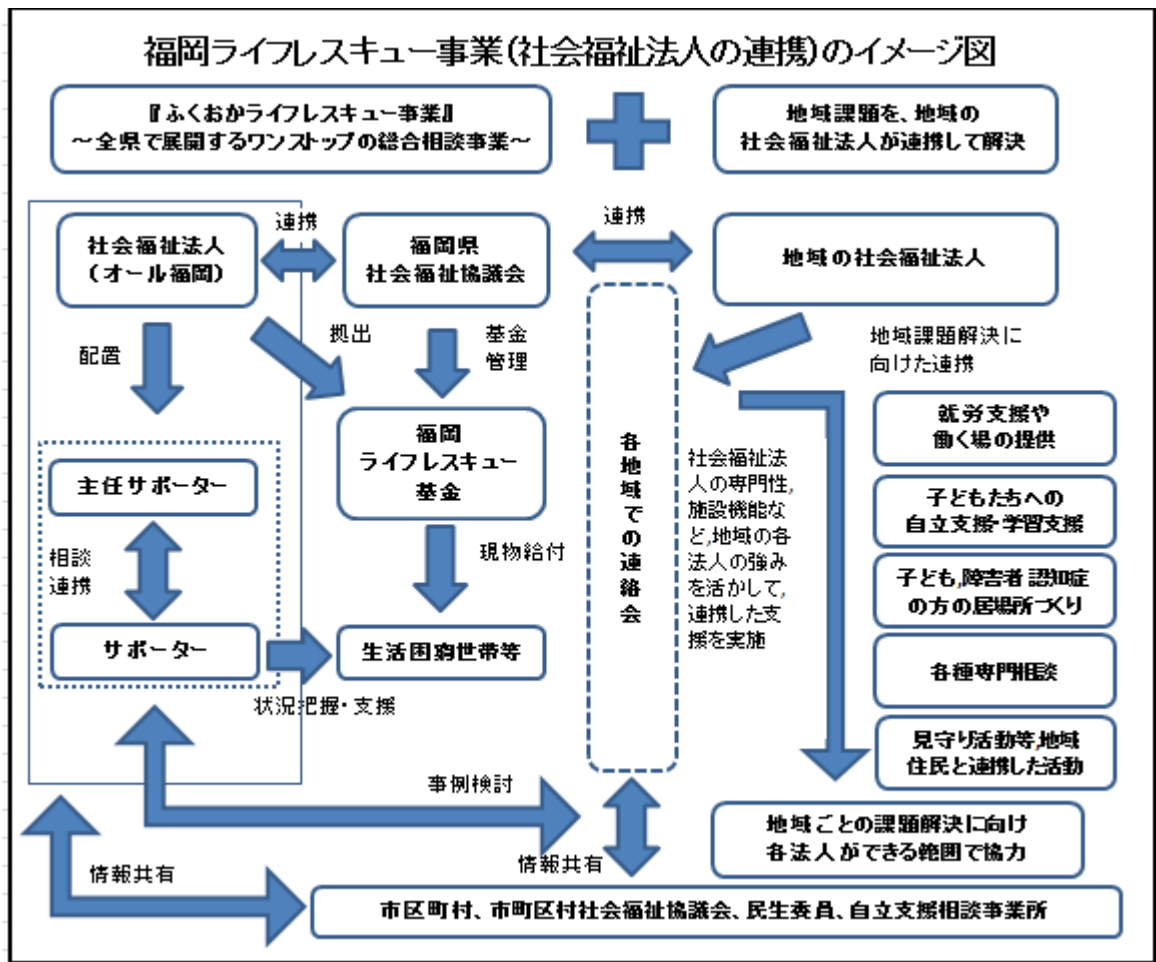
社会福祉法等の一部改正において、社会福祉法人に対し「地域における公益的な取り組み」が責務として規定されました。本会では、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社会福祉協議会が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に福岡市社会福祉協議会とともに参画します。

社会的に孤立したり、既存の制度にアクセスできず生活困窮に陥っている人に対して、社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性および資源を活かした支援を行います。

#### 【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉法人が拠出した基金を活用し食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物支給）を行う点に、この事業の特質がある。



## 6. 権利擁護事業の拡充

判断能力が不十分な状態にある人の権利擁護を目的として、福岡市社会福祉協議会と連携し「日常生活自立支援事業」や「成年後見事業」に取り組みます。

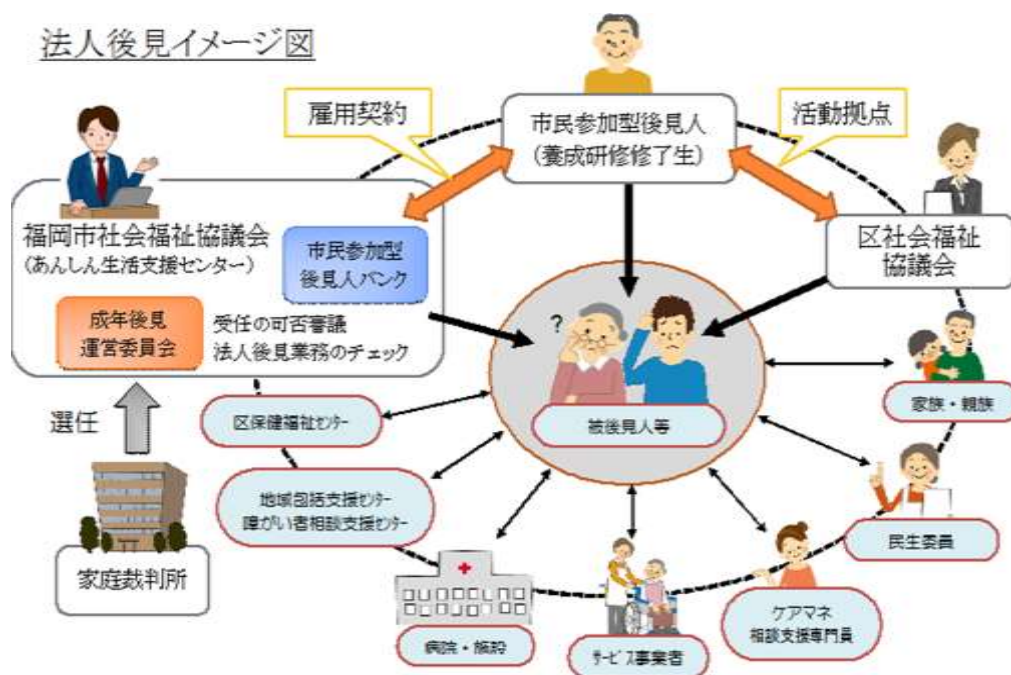
### (1) 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援～日常生活自立支援事業～

「日常生活自立支援事業」の専門員を本会に配置することで、専門員及び生活支援員とCSWの連携を密にし、事業の利用者が抱える様々な生活課題に対して、適切な相談援助を行います。

### (2) 市民による成年後見制度の推進～法人後見事業、市民後見推進事業～

これまでに養成した市民後見人養成研修修了者（市民参加型後見人）が地域福祉の担い手として、見守り活動や成年後見制度の普及啓発活動等で活躍できるよう、連携を強化します。

法人後見イメージ図



## 7. 地域福祉を推進するための基盤づくり

### (1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育見直し構想の実践

障がい者や高齢者の擬似体験等、既存の福祉教育プログラムの見直しを進めます。また、昨年度福岡市ボランティアセンターが作成した「コミュニケーションが難しい障がい（知的障がい、発達障がい）への理解や接し方を学ぶ福祉教育プログラム」を活用した出前講座を福岡市ボランティアセンターと連携して実施します。

### (2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

見守り活動など、地域福祉活動を進める上で必要な個人情報を活動の中で共有・活用するため、「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」を使用した出前講座を開催し、地域ごとの情報共有のルール作りなどを推進します。

## 事業

### 1 小地域福祉活動の推進

- (1) 校区社会福祉協議会の運営及び事業に対する助成・支援
- (2) ふれあい3事業（ネットワーク・サロン・ランチ）への助成・支援
- (3) 校区社会福祉協議会広報紙の発行に対する助成
- (4) 校区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対する支援



- (5) 安心情報キット及び緊急時連絡カードの普及・活用
- (6) レクリエーション用具の貸し出し
- (7) 校区社会福祉協議会への研修バス等交流事業への助成

## 2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) 校区社会福祉協議会や公民館との共催による地域でのボランティア養成講座の開催
- (2) 社会福祉法人やさわら南よかとこネット等が行う社会貢献活動に対する支援
- (3) ボランティア情報の提供と広報
- (4) ボランティア活動保険等の受付

## 3 地域福祉を推進するための啓発

- (1) 区社会福祉協議会広報紙「ふくしドームさわら」の発行
- (2) 校区社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体への「社会福祉協議会ワーカーだより」の発信
- (3) ホームページによる広報
- (4) 早良区健康まつりでの社会福祉協議会活動の広報

## 4 運営等及びその他

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 地域福祉部会の開催
- (3) 凸凹ネットさわらなど関係機関との連携の充実
- (4) 自主財源の確保
  - ① 賛助会員の加入促進
  - ② 寄附金の受付
  - ③ 共同募金活動の推進と募金の受付
- (5) 生活保護世帯等一時貸付事業の受託（事業形態の変化）
- (6) 生活福祉資金貸付相談窓口との連携
- (7) 高齢者賃貸住宅入居支援事業との連携
- (8) ずーっとあんしん安らか事業との連携
- (9) ファミリー・サポート・センター会員の登録及び活動の斡旋
- (10) ファミリー・サポート・センター会員の交流会の開催
- (11) 生活上のよろず相談会の実施
- (12) 子育てサロン、育児サークルへの支援
- (13) 車いすの貸し出し
- (14) 福祉バスの受付
- (15) 無料又は低額診療事業の受付
- (16) その他必要な業務